

# 申請していただく制度について

※透析開始前に、①特定疾病療養受療証（マル長）と②東京都医療助成事業医療券（マル都）については必ず申請手続きを行って下さい。

## 【透析の公費】

### ① 特定疾病療養受療証（マル長）

※透析自己負担は月額1万円（上位所得者は月額2万円）が上限となります。

- ・手続き窓口：各健康保険者
- ・必要な書類：
  - 1) 「特定疾病療養受療証交付申請証」（医師の署名・捺印必要）→すながわ相互診療所で証明可能です。
  - 2) 健康保険証

### ② 東京都医療助成事業医療券（マル都）

※特定疾病療養受療証（マル長）適用者について、1医療機関当たり月額1万円が補助の上限となります。

※申請日から有効。透析開始後の申請の場合、遡ることができませんのでご注意ください。

- ・手続き窓口：市区町村窓口
- ・必要な書類：
  - 1) 「難病医療費助成申請書兼同意書」（医療機関側の記載事項無し）→市区町村窓口で書類を受け取って下さい。
  - 2) 住民票
  - 3) 健康保険証の写し
  - 4) 「特定疾病療養受療証」
  - 5) 高齢受給者証をお持ちの方はその写し

## 【透析の公費以外にも申請できる制度】

### ③身体障害者手帳

※各種助成制度、福祉サービスがあります。

・手続き窓口：市区町村窓口

・必要な書類：

- 1) 診断書（医師の署名・捺印必要）→市区町村窓口で書類を受け取って下さい。すながわ相互診療所で証明可能です。
- 2) 写真等

### ④心身障害者医療費助成制度（マル障）

※所得に応じての医療費助成制度。所得により一部負担金あり。

※所得・年齢基準越えの方、生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている方等は対象外となります。

・対象者：手帳交付日時点で65歳未満であり、身体障害者手帳1級・2級（慢性腎不全は1級に該当）・内部障害3級以上・愛の手帳1～2度・精神障害者保健福祉手帳1級の方

・手続き窓口：市区町村窓口

・必要な書類：

- 1) 身体障害者手帳または愛の手帳
- 2) 健康保険証
- 3) 課税証明書

## 【各種（制度概要・手続き書類等）問い合わせ先】

・①：各保険者

・②～④：お住まいの市区町村窓口

※申請書については、各保険者、東京都や市区町村ホームページからダウンロードが可能な書類もございます。

※制度説明については、診療所窓口でも対応いたします。